

東京都へき地勤務医師等確保事業実施要綱

	平成 6 年 10 月 25 日付 6 衛医対第 958 号
一部改正	平成 9 年 8 月 14 日付 9 衛医救第 410 号
一部改正	平成 11 年 9 月 13 日付 11 衛医救第 433 号
一部改正	平成 12 年 9 月 12 日付 12 衛医救第 529 号
一部改正	平成 14 年 3 月 20 日付 13 衛医救第 1033 号
一部改正	平成 16 年 7 月 27 日付 16 福保医救第 295 号
一部改正	平成 18 年 5 月 16 日付 17 福保医救第 848 号
一部改正	平成 21 年 3 月 23 日付 20 福保医救第 1032 号
一部改正	平成 25 年 9 月 30 日付 25 福保医救第 679 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日付 27 福保医救第 1206 号
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日付 30 福保医救第 1438 号

（目的）

第 1 この事業は、東京都へき地医療支援機構設置要綱（平成 17 年 10 月 14 日付 17 福保医救第 282 号）第 2（3）に定めるへき地勤務医師等派遣計画（以下「派遣計画」という。）に基づき、へき地公立医療機関に対し、事業協力医療機関から医師等を定期的に派遣し、へき地公立医療機関に安定的に医師等の確保を行い、もってへき地医療の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 本要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 医師等とは、医師及び歯科医師をいう。
- 2 へき地公立医療機関とは、東京都のへき地の町村立診療所及び病院をいう。
- 3 事業協力医療機関とは、本要綱に基づき、へき地公立医療機関への医師等の派遣に協力する病院及び診療所並びにこれらを傘下にもつ医療法人等をいう。

（町村の派遣要請）

第 3 本事業に基づく派遣は、へき地町村からの派遣要請（別記第 1 号様式）に基づき実施するものとする。

（医師等の派遣依頼）

第 4 東京都は、派遣計画に基づき医師等の派遣を事業協力医療機関に依頼するものとする。

2 派遣計画に基づく事業協力医療機関からの医師等の派遣が困難となった場合は、他の事業協力医療機関に依頼するものとする。

3 へき地町村からの緊急な事由による医師等の派遣要請があった場合は、1の規定にかかわらず、医師等の派遣を事業協力医療機関に依頼するものとする。

(交付対象)

第5 第4の依頼により、へき地公立医療機関に第6に規定する派遣条件に該当する医師等の派遣を行った事業協力医療機関の開設者等に対し、へき地勤務医師等確保事業協力謝金（以下「謝金」という。）を交付する。ただし、次に掲げる場合は、これを交付の対象としない。

- 1 開設者等が国又は国の機関であるとき。
- 2 派遣医師が義務年限中の自治医科大学卒業医師であるとき。

(医師等の派遣条件)

第6 謝金の対象となる医師等の派遣条件は、次のとおりとする。

- 1 へき地公立医療機関に医師等を派遣する場合は、同一の医師等を最低3か月以上派遣するものであること。
ただし、3か月以上の派遣が困難な特段の理由が生じ、都が認めた場合はその限りでない。
- 2 医師等の派遣に当たっては、派遣先のへき地町村と事業協力医療機関の開設者等との間で、派遣に係る契約（別記第2号様式又はこれに準じる契約）を締結すること。
- 3 派遣する医師等の給与は、事業協力医療機関の開設者等が支給（開設者等の委任により、開設者等の負担で町又は村が給与を支給する場合も含む。）すること。ただし、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣に該当する場合は、この限りでない。
- 4 派遣する医師等は、事業協力医療機関が管理する常勤職員、非常勤職員及びその他の職員であること。

(謝金の算定方式及び交付額)

第7 謝金は予算の範囲内で交付するものとし、以下に規定する事業協力経費と代替医師等雇上経費を合算した額とする。

(事業協力経費)

第8 事業協力経費は、へき地公立医療機関に派遣した医師等一人につき、年度内に同一の医師等を派遣した期間（複数の医師等を交替で派遣した場合は、そのうちの最長の派遣期間）により、次の各号に定めた金額を限度として別に定める額とする。

- 1 同一の医師等を派遣した期間が9か月以上の場合は、年額700千円とする。

2 同一の医師等を派遣した期間が6か月以上9か月未満の場合は、年額500千円とする。

3 同一の医師等を派遣した期間が3か月以上6か月未満の場合は、年額310千円とする。

2 同一の医師等の派遣期間が2つの年度にまたがる場合の事業協力経費は、当該派遣期間の末日の属する年度において、当該派遣期間の初日から通算した期間をもって計算する。ただし、通算した派遣期間が、前年度の事業協力経費の計算の対象派遣期間となっている場合は、この限りでない。

3 同一の医師等が同じ町又は村の複数のへき地公立医療機関へ派遣された場合の事業協力経費は、1か所のへき地公立医療機関に派遣されたものとして計算する。

(代替医師等雇上経費)

第9 代替医師等雇上経費は、へき地公立医療機関に派遣した医師等1人につき、次の各号により積算した額を限度として別に定める額から寄附金等の関係歳入(第6の3に規定するへき地町村との派遣に係る契約に伴う、関係歳入を除く。)を控除した額とする。ただし、事業医療機関において現に要した代替医師等の雇上経費がその額を下回った場合は、現に要した代替医師等の雇上経費の額とする。

1 代替医師等雇上日数に日額45,000円を乗じて得た額とする。ただし、代替医師等の雇上時間が8時間に満たない場合は、5,625円に雇用時間を乗じて得た額を上限とする。

2 代替医師等の雇上数が複数の場合であっても1の日額は45,000円を上限とする。ただし、事業医療機関において現に要した代替医師等の雇上経費の日額が、45,000円を下回った場合は、現に要した雇上経費の日額を乗じて得た額とする。

3 1の代替医師等雇上日数は、月25日雇上げたものとする。

(協定の締結)

第10 事業協力医療機関は、第4の規定による医師等の派遣依頼に基づき、へき地公立医療機関へ医師等を派遣することを承諾したときは、東京都との間で協定(別記第3号様式)を締結するものとする。

(実績報告書の提出)

第11 謝金の交付を受けようとする開設者等は、へき地勤務医師等確保事業に係る医師等の派遣実績報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(確認)

第12 へき地公立医療機関に対する医師等の派遣実績の確認は、第11の報告書により行うも

のとする。

（謝金の交付）

第 13 謝金は、第 12 の確認後に、開設者等に対して、次により交付する。

- 1 事業協力経費は、年度末に交付する。
- 2 代替医師等雇上経費は、上期（４月から９月まで）及び下期（１０月から翌年３月まで）の２期に分けて交付する。

（町村の責務）

第 14 へき地町村は、医師等の派遣を要請するに当たり、派遣医師等がへき地公立医療機関で適切に診療業務に従事できるようにへき地公立医療機関の施設・設備等の整備に努めるものとする。

（事業協力医療機関の責務）

第 15 事業協力医療機関は、この事業の実施に当たっては、当該へき地町村の意見を聴き、地域の医療事情を十分に配慮し、適切に行うものとする。特に、医師等の派遣については、おおむね５年以上の医歴を有する医師等の派遣に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 25 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。